

離職した日以降の健康保険・年金は？

会社に就職する場合

年金は**厚生年金(共済)**です。
お勤め先で手続きしてください。

再就職先で職場の健康保険へ加入します。被保険者になる手続きは、事業主が行なうことになっています。
ただし、職場が適用事業所でない場合は、住所地の市町村国保・国民年金へ加入することになります。

健康保険の被保険者の扶養家族になる場合

サラリーマン(2号)の配偶者の年金は**国民年金(3号)**です。お勤め先でご確認ください。
その他は**国民年金(1号)**です。
住所地の市町村で手続きしてください。

被保険者の3親等内の親族で、主として被保険者によって生計が維持されている場合には、健康保険の被扶養者となります。

手続きは、被保険者の事業所を管轄する社会保険事務所、健康保険組合又は共済組合などに事業主を通じて「被保険者証」とともに「被扶養者届」を提出します。詳しくは被保険者の事業所(お勤め先)へお尋ねください。

退職した会社の健康保険に(任意継続被保険者として)引き続き加入する場合(他に特例退職被保険者制度もあります)

年金は**国民年金**です。
住所地の市町村で手続きしてください。

被保険者期間が退職した日まで継続して2ヶ月以上あれば最長2年間任意継続被保険者となります。(事業主負担を個人で負担して今までの健康保険を継続する制度)

退職した日から20日以内に、加入していた健康保険組合、共済組合、住所地を管轄する社会保険事務所に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出します。加入していた健康保険又は事業主へお尋ねください。

再就職をしない場合、自営業を営む場合、就職したが健康保険がない場合

年金は**国民年金**です。
住所地の市町村で手続きしてください。

退職して国保・国民年金に加入する時は届出が必要です。国民健康保険では加入者の個人が被保険者となります。(保険料(税)は世帯主が納めます。)

退職、又は健康保険の喪失から14日以内に、健康保険などの資格喪失証明書又は事業主が発行する退職日の証明書を住所地の市町村の国保の窓口へ持参のうえ加入手続きをしてください。

また、**厚生年金や共済組合などから老齢(退職)年金を受けられる方で、その加入期間が通算して20年以上又は40歳以上で10年以上ある方は、退職者医療制度に該当しますので、年金証書をお持ちのうえ、国保の窓口へお越しください。**

●持ち物 離職票(資格喪失証明書(裏面)等)、印鑑、年金手帳、年金証書
国保の保険証(同一の世帯で国保加入者がいる場合)

注意 国保加入する際は、健康保険の資格喪失日、被扶養者の認定除外日の証明(又は、事業主が発行する退職日の証明書)が必要です。
国民年金についてご不明な点は、住所地を管轄する社会保険事務所若しくは市町村の国民年金の窓口までお問い合わせください。

★**公的医療保険と公的年金は、国民皆保険・皆年金として維持されています。会社退職後も、なんらかの公的医療保険と国民年金(60歳まで)に加入しなければなりません。**

★**国民健康保険と国民年金は、皆さんの健康と老後の生活の安定を確保するために欠かせないものです。加入手続きなどについて皆さんのご協力をお願いします。**

★**国保に加入している人が、会社の保険に加入又は扶養となったときは、市町村へ国保喪失の届出が必要になります。(保険証をお忘れなく)**

裏面の証明書をコピーなどしてお使いください。



どうなるのでしょうか？